

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 告 示 ——

- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 2
- 市道路線の区域変更に関する告示  
 (土木管理課) 3
- 市道路線の供用開始に関する告示  
 (土木管理課) 6
- 公示送達 (税務課) 10
- 公示送達 (税務課) 12
- 公示送達 (税務課) 13
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 14
- 公示送達 (保険医療課) 14
- 公示送達 (税務課) 16
- 公示送達 (税務課) 16
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 16
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 17
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 17
- 公示送達 (税務課) 18
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 18
- 公示送達 (税務課) 18

### —— 公 告 ——

- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況  
 (市民課) 19
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 24

- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 25
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 25
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 26
- 亀岡市人事行政の運営等の状況 (人事課) 30
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 45

### —— 任免及び辞令 ——

#### 選挙管理委員会欄

### —— 告 示 ——

- 定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 46
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 46

#### 上下水道部欄

### —— 規 程 ——

- 亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正 47

### —— 公 告 ——

- 公募型プロポーザル方式による業務受託候補者の選定 48

○業務委託に係るプロポーザル参加者の  
募集

49

## 告示

亀岡市告示第221号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年11月2日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0706-15029

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年4月1日

3 無効になる日

平成28年11月2日

「揭示済」

## 亀岡市告示第222号

## 市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成28年11月7日から平成28年11月21日まで一般の縦覧に供する。

平成28年11月4日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	起 点		変 更 前		変 更 後	
		終 点		延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
01043	石 塚 線	亀岡市古世町石塚158番地先		128.85	2.30 ～ 3.10	128.85	2.30 ～ 3.30
		亀岡市古世町石塚93番地の1先					
01088	新 町 中 矢 田 線	亀岡市新町1番地の3先		751.01	2.90 ～ 7.30	751.01	3.00 ～ 7.30
		亀岡市中矢田町中道1番地の22先					
01139	西 与 力 町 線	亀岡市塩屋町83番地先		410.27	2.50 ～ 4.60	410.27	2.50 ～ 4.60
		亀岡市下矢田町若宮25番地の1先					
01165	西 町 裏 線	亀岡市安町86番地の2先		328.54	3.60 ～ 8.10	328.54	3.60 ～ 8.10
		亀岡市荒塚町鍛冶ヶ島22番地の1先					
01167	安 町 2 号 線	亀岡市安町86番地の5先		147.47	1.70 ～ 3.30	147.47	1.70 ～ 3.30
		亀岡市安町32番地先					
01169	安 町 南 条 線	亀岡市安町29番地の1先		3,446.20	3.00 ～ 8.10	3,446.20	3.00 ～ 8.10
		亀岡市曾我部町南条屋敷42番地先					
01184	河 原 町 国 道 線	亀岡市余部町宝久保28番地の1先		538.85	6.00 ～ 10.00	538.85	6.00 ～ 10.00
		亀岡市河原町30番地先					
01243	北 古 世 2 号 線	亀岡市北古世町2丁目21番地の7先		300.51	6.00 ～ 6.10	300.51	6.00 ～ 6.10
		亀岡市北古世町2丁目21番地の99先					
01260	余 部 公 団 線	亀岡市余部町下条24番地先		490.29	6.00 ～ 8.90	488.69	6.00 ～ 9.80
		亀岡市河原町132番地先					
01303	中 矢 田 篠 線	亀岡市中矢田町才ノ溝1番地の47先		3,464.86	9.60 ～ 16.00	3,464.86	9.60 ～ 16.00
		亀岡市篠町王子西ノ山5番地の1先					
03029	太 歳 線	亀岡市西別院町犬甘野大歳18番地の1先		365.46	2.60 ～ 6.30	359.33	5.30 ～ 6.30
		亀岡市西別院町犬甘野円浄法23番地先					
03030	大 歳 支 線	亀岡市西別院町犬甘野円浄法7番地先		81.40	2.30 ～ 2.90	85.20	2.30 ～ 2.90
		亀岡市西別院町犬甘野善作谷61番地先					
04017	山ノ下重利線	亀岡市曾我部町重利向田15番地の4先		757.03	2.40 ～ 7.90	757.03	2.40 ～ 7.90
		亀岡市曾我部町重利先代36番地の2先					
04020	西 条 重 利 線	亀岡市曾我部町重利久保1番地の1先		605.88	3.10 ～ 7.20	605.88	3.10 ～ 7.20
		亀岡市曾我部町西条下千代30番地の1先					
04021	北 裏 竹 先 代 線	亀岡市曾我部町南条北浦竹23番地の1先		673.72	1.80 ～ 3.40	673.72	1.80 ～ 3.40
		亀岡市曾我部町重利先代1番地の2先					
04022	先 代 1 号 線	亀岡市曾我部町重利先代10番地の11先		128.73	2.70 ～ 4.10	127.51	2.70 ～ 4.10
		亀岡市曾我部町重利先代19番地先					

路線番号	路線名	起 点	変 更 前		変 更 後	
		終 点	延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
04023	先代2号線	亀岡市曾我部町重利先代13番地の1先	157.17	2.30	156.99	2.30
		亀岡市曾我部町重利先代75番地の2先		～ 4.30		～ 4.30
04042	春日部南条線	亀岡市曾我部町寺万多羅28番地の2先	1,601.95	2.90	1,601.95	2.90
		亀岡市曾我部町寺蛇谷5番地の6先		～ 8.20		～ 8.20
06012	佐伯鋳山線	亀岡市葺田野町佐伯垣内亦1番地先	1,886.32	2.90	1,886.32	2.90
		亀岡市葺田野町鹿谷上条69番地先		～ 9.80		～ 9.80
06026	柿花線	亀岡市葺田野町柿花梶林7番地の4先	941.78	1.50	941.78	1.50
		亀岡市葺田野町柿花吉岡32番地の2先		～ 5.80		～ 5.80
06031	太田口天川線	亀岡市吉川町吉田堅田10番地先	411.00	1.60	411.00	1.60
		亀岡市葺田野町天川溝尻23番地先		～ 8.10		～ 8.10
06050	茶屋神蔵寺線	亀岡市葺田野町佐伯下峠1番地の1先	488.56	4.30	487.51	4.30
		亀岡市葺田野町佐伯院ノ芝33番地の3先		～ 7.10		～ 8.30
06051	湯ノ花1号線	亀岡市葺田野町佐伯下峠2番地の2先	249.80	3.00	249.80	3.00
		亀岡市葺田野町佐伯下峠29番地の3先		～ 5.00		～ 5.00
09001	長野線	亀岡市宮前町神前下長野8番地先	1,671.49	3.40	1,671.49	3.40
		亀岡市宮前町神前上段川28番地の3先		～ 9.80		～ 9.80
09012	宮川細谷線	亀岡市宮前町宮川青野11番地先	1,077.78	3.20	1,077.78	3.20
		亀岡市宮前町宮川家ノ前13番地の1先		～ 6.90		～ 6.90
10004	南大谷学校線	亀岡市東本梅町大谷生子田14番地先	276.22	2.70	276.22	2.80
		亀岡市東本梅町大谷生子田69番地先		～ 4.30		～ 6.00
11041	小金岐土田線	亀岡市大井町土田3丁目13番地の2先	565.43	4.10	565.43	4.10
		亀岡市大井町小金岐旭23番地の1先		～ 10.10		～ 10.10
11096	馬場崎1号線	亀岡市大井町小金岐2丁目26番地の1先	190.85	5.60	190.85	5.80
		亀岡市大井町小金岐2丁目31番地の44先		～ 6.10		～ 6.10
11148	南金岐土田線	亀岡市大井町南金岐谷口21番地の1先	1,445.92	4.30	1,445.92	4.30
		亀岡市大井町土田3丁目13番地3先		～ 8.40		～ 8.40
12007	小川今津1号線	亀岡市千代川町今津2丁目15番地の6先	562.21	5.20	562.21	5.20
		亀岡市千代川町今津3丁目26番地の9先		～ 9.30		～ 9.30
12044	高野林線	亀岡市千代川町高野林西田7番地の5先	364.89	3.30	364.89	3.40
		亀岡市千代川町高野林高ノ畑24番地先		～ 8.80		～ 8.80
12048	北ノ田1号線	亀岡市千代川町小林北ノ田69番地先	379.81	6.00	379.81	6.00
		亀岡市千代川町湯井巽筋15番地先		～ 9.50		～ 9.90
12049	小林天神線	亀岡市千代川町小林植田53番地の1先	114.01	2.20	114.01	2.30
		亀岡市千代川町小林植田61番地先		～ 5.30		～ 6.10
12055	湯井小林線	亀岡市千代川町小林西芝95番地の5先	680.55	3.80	680.55	3.80
		亀岡市千代川町湯井中筋98番地の1先		～ 12.10		～ 12.10
12067	日吉2号線	亀岡市大井町小金岐北浦67番地先	222.92	6.00	222.92	6.00
		亀岡市千代川町小林西芝43番地の1先		～ 6.10		～ 9.00
12096	今津2丁目1号線	亀岡市千代川町今津2丁目14番地の1先	405.80	4.00	405.80	4.00
		亀岡市千代川町今津3丁目1番地の59先		～ 7.10		～ 7.10
13022	前ノ田小文字線	亀岡市馬路町小文字1番地の3先	321.67	2.80	321.67	2.80
		亀岡市馬路町前ノ田1番地の1先		～ 5.30		～ 5.30
13034	堂ノ前線	亀岡市馬路町堂ノ前2番地の4先	89.76	3.00	89.76	4.50
		亀岡市馬路町堂ノ前23番地先		～ 4.50		～ 7.20
13036	堂ノ前秋吉線	亀岡市馬路町堂ノ西1番地の5先	292.22	4.90	292.22	4.90
		亀岡市馬路町秋吉21番地の2先		～ 9.00		～ 9.00
13055	月読橋八軒家線	亀岡市馬路町八軒屋16番の2先	756.69	2.90	748.40	2.90
		亀岡市河原林町河原尻蛇穴27番地の3先		～ 6.50		～ 6.50

路線番号	路線名	起 点	変 更 前		変 更 後	
		終 点	延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
13066	馬 路 線	亀岡市馬路町上脇田6番地の1先	458.46	4.80	458.46	4.80
		亀岡市馬路町久保寺51番地の1先		~ 6.20		~ 6.20
14006	山 階 5 号 線	亀岡市旭町西島146番地の1先	71.44	1.90	71.44	2.30
		亀岡市旭町西島151番地先		~ 3.30		~ 3.30
14016	印 地 4 号 線	亀岡市旭町宮ノ本34番地の2先	104.35	2.70	104.35	2.90
		亀岡市旭町宮ノ本1番地の1先		~ 3.20		~ 3.20
14022	川 東 線	亀岡市旭町野田3番地先	2,128.94	10.00	2,128.94	10.00
		亀岡市馬路町稲築山2番地の4先		~ 42.50		~ 42.50
15028	江 島 里 1 号 線	亀岡市千歳町千歳横井28番地先	164.74	2.30	164.74	2.50
		亀岡市千歳町千歳南山44番地の1先		~ 3.80		~ 4.20
15033	国 分 1 号 線	亀岡市千歳町国分下ノ川14番地の2先	442.92	1.80	442.92	1.80
		亀岡市千歳町国分下ノ川68番地の1先		~ 3.00		~ 3.50
15035	国 分 3 号 線	亀岡市千歳町国分下ノ川27番地の4先	240.58	2.20	240.58	2.20
		亀岡市千歳町国分下ノ川33番地先		~ 3.70		~ 3.70
16026	下 島 本 線	亀岡市河原林町勝林島雲宮39番地先	520.39	5.90	520.39	5.90
		亀岡市河原林町勝林島内垣地30番地の2先		~ 8.70		~ 8.70
16034	下 島 4 号 線	亀岡市河原林町勝林島小坂46番地の1先	400.18	4.50	400.18	4.50
		亀岡市河原林町勝林島西垣内51番地の1先		~ 5.70		~ 5.70
16043	下 砂 股 東 垣 内 線	亀岡市河原林町河原尻下砂股1番地の1先	359.02	1.50	359.02	1.50
		亀岡市河原林町河原尻東垣内26番地の1先		~ 4.10		~ 4.70
16047	清 水 畑 線	亀岡市河原林町河原尻穴虫19番地の1先	677.45	2.10	677.45	2.10
		亀岡市河原林町河原尻清水106番地先		~ 7.90		~ 7.90
16049	下 平 田 三 ツ 樋 線	亀岡市河原林町河原尻下平田116番地先	299.48	2.10	297.90	2.10
		亀岡市河原林町河原尻三ツ樋5番地先		~ 7.30		~ 7.30
16056	上 島 6 号 線	亀岡市河原林町勝林島内垣地100番地先	198.00	4.10	196.94	4.10
		亀岡市河原林町勝林島北島122番地先		~ 5.10		~ 5.10
18048	中 沢 線	亀岡市篠町篠上北裏19番地の2先	571.65	3.50	571.65	3.50
		亀岡市篠町篠下北裏42番地先		~ 14.10		~ 14.10
18071	川 西 1 号 線	亀岡市篠町柏原久保垣内3番地の38先	106.36	5.70	97.68	5.70
		亀岡市篠町柏原久保垣内3番地の17先		~ 9.10		~ 9.10
18072	川 西 2 号 線	亀岡市篠町柏原久保垣内3番地の17先	157.75	5.70	157.75	5.70
		亀岡市篠町柏原久保垣内3番地の33先		~ 6.50		~ 6.50
18080	西 川 線	亀岡市篠町柏原川原垣内31番地の2先	577.24	6.30	577.24	6.30
		亀岡市篠町野条下川19番地の1先		~ 10.20		~ 10.20
18090	野 条 線	亀岡市篠町篠下西裏13番地の1先	568.19	4.20	568.19	4.20
		亀岡市篠町広田札の辻31番地の2先		~ 9.30		~ 9.30
18141	上 垣 内 線	亀岡市篠町森東垣内1番地の2先	225.10	2.20	225.10	2.20
		亀岡市篠町森上垣内47番地の1先		~ 4.60		~ 5.30
18160	篠 ラ ン プ 9 号 線	亀岡市篠町野条上又10番地の2先	1,131.39	14.90	1,131.39	14.90
		亀岡市篠町篠上長尾31番地の2先		~ 25.10		~ 25.10
19001	東 つ つ じ け 丘 中 央 線	亀岡市篠町森山先1番地の1先	642.85	5.30	642.85	5.30
		亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目25番地の67先		~ 10.50		~ 10.50
19008	つ つ じ け 丘 6 号 線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番地の24先	216.57	4.00	216.57	4.30
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目44番地の5先		~ 6.50		~ 6.80
19025	つ つ じ け 丘 1 5 号 線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番地の57先	83.88	4.00	83.88	6.00
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番地の39先		~ 4.10		~ 6.00

「揭示済」

## 亀岡市告示第223号

## 市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を平成28年11月4日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成28年11月7日から平成28年11月21日まで一般の縦覧に供する。

平成28年11月4日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01043	石 塚 線	亀岡市古世町石塚158番地先 亀岡市古世町石塚93番地の1先	128.85m	2.30m 3.30m
01088	新 町 中 矢 田 線	亀岡市新町1番地の3先 亀岡市中矢田町中道1番地の22先	751.01m	3.00m 7.30m
01139	西 与 力 町 線	亀岡市塩屋町83番地先 亀岡市下矢田町若宮25番地の1先	410.27m	2.50m 4.60m
01165	西 町 裏 線	亀岡市安町86番地の2先 亀岡市荒塚町鍛冶ヶ島22番地の1先	328.54m	3.60m 8.10m
01167	安 町 2 号 線	亀岡市安町86番地の5先 亀岡市安町32番地先	147.47m	1.70m 3.30m
01169	安 町 南 条 線	亀岡市安町29番地の1先 亀岡市曾我部町南条屋敷42番地先	3,446.20m	3.00m 8.10m
01184	河 原 町 国 道 線	亀岡市余部町宝久保28番地の1先 亀岡市河原町30番地先	538.85m	6.00m 10.00m
01243	北 古 世 2 号 線	亀岡市北古世町2丁目21番地の7先 亀岡市北古世町2丁目21番地の99先	300.51m	6.00m 6.10m
01260	余 部 公 団 線	亀岡市余部町下条24番地先 亀岡市河原町132番地先	488.69m	6.00m 9.80m
01303	中 矢 田 篠 線	亀岡市中矢田町才ノ溝1番地の47先 亀岡市篠町王子西ノ山5番地の1先	3,464.86m	9.60m 16.00m
03029	太 歳 線	亀岡市西別院町犬甘野大歳18番地の1先 亀岡市西別院町犬甘野円浄法23番地先	359.33m	5.30m 6.30m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
03030	大 歳 支 線	亀岡市西別院町犬甘野円浄法7番地先	85.20m	2.30m
		亀岡市西別院町犬甘野善作谷61番地先		2.90m
04017	山ノ下重利線	亀岡市曾我部町重利向田15番地の4先	757.03m	2.40m
		亀岡市曾我部町重利先代36番地の2先		7.90m
04020	西条重利線	亀岡市曾我部町重利久保1番地の1先	605.88m	3.10m
		亀岡市曾我部町西条下千代30番地の1先		7.20m
04021	北裏竹先代線	亀岡市曾我部町南条北浦竹23番地の1先	673.72m	1.80m
		亀岡市曾我部町重利先代1番地の2先		3.40m
04022	先代1号線	亀岡市曾我部町重利先代10番地の11先	127.51m	2.70m
		亀岡市曾我部町重利先代19番地先		4.10m
04023	先代2号線	亀岡市曾我部町重利先代13番地の1先	156.99m	2.30m
		亀岡市曾我部町重利先代75番地の2先		4.30m
04042	春日部南条線	亀岡市曾我部町寺万多羅28番地の2先	1,601.95m	2.90m
		亀岡市曾我部町寺蛇谷5番地の6先		8.20m
06012	佐伯鉦山線	亀岡市葦田野町佐伯垣内亦1番地先	1,886.32m	2.90m
		亀岡市葦田野町鹿谷上条69番地先		9.80m
06026	柿花線	亀岡市葦田野町柿花梶林7番地の4先	941.78m	1.50m
		亀岡市葦田野町柿花吉岡32番地の2先		5.80m
06031	太田口天川線	亀岡市吉川町吉田堅田10番地先	411.00m	1.60m
		亀岡市葦田野町天川溝尻23番地先		8.10m
06050	茶屋神蔵寺線	亀岡市葦田野町佐伯下峠1番地の1先	487.51m	4.30m
		亀岡市葦田野町佐伯院ノ芝33番地の3先		8.30m
06051	湯ノ花1号線	亀岡市葦田野町佐伯下峠2番地の2先	249.80m	3.00m
		亀岡市葦田野町佐伯下峠29番地の3先		5.00m
09001	長野線	亀岡市宮前町神前下長野8番地先	1,671.49m	3.40m
		亀岡市宮前町神前上段川28番地の3先		9.80m
09012	宮川細谷線	亀岡市宮前町宮川青野11番地先	1,077.78m	3.20m
		亀岡市宮前町宮川家ノ前13番地の1先		6.90m
10004	南大谷学校線	亀岡市東本梅町大谷生子田14番地先	276.22m	2.80m
		亀岡市東本梅町大谷生子田69番地先		6.00m
11041	小金岐土田線	亀岡市大井町土田3丁目13番地の2先	565.43m	4.10m
		亀岡市大井町小金岐旭23番地の1先		10.10m
11096	馬場崎1号線	亀岡市大井町小金岐2丁目26番地の1先	190.85m	5.80m
		亀岡市大井町小金岐2丁目31番地の44先		6.10m
11148	南金岐土田線	亀岡市大井町南金岐谷口21番地の1先	1,445.92m	4.30m
		亀岡市大井町土田3丁目13番地3先		8.40m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
12007	小川今津1号線	亀岡市千代川町今津2丁目15番地の6先 亀岡市千代川町今津3丁目26番地の9先	562.21m	5.20m 9.30m
12044	高野林線	亀岡市千代川町高野林西田7番地の5先 亀岡市千代川町高野林高ノ畑24番地先	364.89m	3.40m 8.80m
12048	北ノ田1号線	亀岡市千代川町小林北ノ田69番地先 亀岡市千代川町湯井巽筋15番地先	379.81m	6.00m 9.90m
12049	小林天神線	亀岡市千代川町小林植田53番地の1先 亀岡市千代川町小林植田61番地先	114.01m	2.30m 6.10m
12055	湯井小林線	亀岡市千代川町小林西芝95番地の5先 亀岡市千代川町湯井中筋98番地の1先	680.55m	3.80m 12.10m
12067	日吉2号線	亀岡市大井町小金岐北浦67番地先 亀岡市千代川町小林西芝43番地の1先	222.92m	6.00m 9.00m
12096	今津2丁目1号線	亀岡市千代川町今津2丁目14番地の1先 亀岡市千代川町今津3丁目1番地の59先	405.80m	4.00m 7.10m
13022	前ノ田小文字線	亀岡市馬路町小文字1番地の3先 亀岡市馬路町前ノ田1番地の1先	321.67m	2.80m 5.30m
13034	堂ノ前線	亀岡市馬路町堂ノ前2番地の4先 亀岡市馬路町堂ノ前23番地先	89.76m	4.50m 7.20m
13036	堂ノ前秋吉線	亀岡市馬路町堂ノ西1番地の5先 亀岡市馬路町秋吉21番地の2先	292.22m	4.90m 9.00m
13055	月読橋八軒家線	亀岡市馬路町八軒屋16番の2先 亀岡市河原林町河原尻蛇穴27番地の3先	748.40m	2.90m 6.50m
13066	馬路線	亀岡市馬路町上脇田6番地の1先 亀岡市馬路町久保寺51番地の1先	458.46m	4.80m 6.20m
14006	山階5号線	亀岡市旭町西島146番地の1先 亀岡市旭町西島151番地先	71.44m	2.30m 3.30m
14016	印地4号線	亀岡市旭町宮ノ本34番地の2先 亀岡市旭町宮ノ本1番地の1先	104.35m	2.90m 3.20m
14022	川東線	亀岡市旭町野田3番地先 亀岡市馬路町稻築山2番地の4先	2,128.94m	10.00m 42.50m
15028	江島里1号線	亀岡市千歳町千歳横井28番地先 亀岡市千歳町千歳南山44番地の1先	164.74m	2.50m 4.20m
15033	国分1号線	亀岡市千歳町国分下ノ川14番地の2先 亀岡市千歳町国分下ノ川68番地の1先	442.92m	1.80m 3.50m
15035	国分3号線	亀岡市千歳町国分下ノ川27番地の4先 亀岡市千歳町国分下ノ川33番地先	240.58m	2.20m 3.70m



路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
16026	下島本線	亀岡市河原林町勝林島雲宮39番地先	520.39m	5.90m
		亀岡市河原林町勝林島内垣地30番地の2先		8.70m
16034	下島4号線	亀岡市河原林町勝林島小坂46番地の1先	400.18m	4.50m
		亀岡市河原林町勝林島西垣内51番地の1先		5.70m
16043	下砂股東垣内線	亀岡市河原林町河原尻下砂股1番地の1先	359.02m	1.50m
		亀岡市河原林町河原尻東垣内26番地の1先		4.70m
16047	清水畑線	亀岡市河原林町河原尻穴虫19番地の1先	677.45m	2.10m
		亀岡市河原林町河原尻清水106番地先		7.90m
16049	下平田三ツ樋線	亀岡市河原林町河原尻下平田116番地先	297.90m	2.10m
		亀岡市河原林町河原尻三ツ樋5番地先		7.30m
16056	上島6号線	亀岡市河原林町勝林島内垣地100番地先	196.94m	4.10m
		亀岡市河原林町勝林島北島122番地先		5.10m
18048	中沢線	亀岡市篠町篠上北裏19番地の2先	571.65m	3.50m
		亀岡市篠町篠下北裏42番地先		14.10m
18071	川西1号線	亀岡市篠町柏原久保垣内3番地の38先	97.68m	5.70m
		亀岡市篠町柏原久保垣内3番地の17先		9.10m
18072	川西2号線	亀岡市篠町柏原久保垣内3番地の17先	157.75m	5.70m
		亀岡市篠町柏原久保垣内3番地の33先		6.50m
18080	西川線	亀岡市篠町柏原川原垣内31番地の2先	577.24m	6.30m
		亀岡市篠町野条下川19番地の1先		10.20m
18090	野条線	亀岡市篠町篠下西裏13番地の1先	568.19m	4.20m
		亀岡市篠町広田札の辻31番地の2先		9.30m
18141	上垣内線	亀岡市篠町森東垣内1番地の2先	225.10m	2.20m
		亀岡市篠町森上垣内47番地の1先		5.30m
18160	篠ランプ9号線	亀岡市篠町野条上又10番地の2先	1,131.39m	14.90m
		亀岡市篠町篠上長尾31番地の2先		25.10m
19001	東つつじヶ丘中央線	亀岡市篠町森山先1番地の1先	642.85m	5.30m
		亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目25番地の67先		10.50m
19008	つつじヶ丘6号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番地の24先	216.57m	4.30m
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目44番地の5先		6.80m
19025	つつじヶ丘15号線	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番地の57先	83.88m	6.00m
		亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目30番地の39先		6.00m

「揭示済」

亀岡市告示第224号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年11月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成28年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所（居 所）	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略

17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略
26	省略	省略
27	省略	省略
28	省略	省略
29	省略	省略
30	省略	省略
31	省略	省略
32	省略	省略
33	省略	省略
34	省略	省略
35	省略	省略
36	省略	省略
37	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第225号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類

固定資産現所有者認定通知書

固定資産価格等登録通知書

平成28年度固定資産税・都市計画税納税通知書

## 2 送達を受けるべき者

省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第226号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年11月15日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成28年度第2期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成28年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
3	督促状 平成28年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
4	督促状 平成28年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
5	督促状 平成28年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
6	督促状 平成28年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
7	督促状 平成28年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
8	督促状 平成28年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
9	督促状 平成28年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
10	督促状 平成28年度第3期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年11月15日

亀岡市長 桂川孝裕

「柳町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
 事務所の変更  
 所在地 亀岡市柳町14番地
- 2 変更年月日 平成28年11月15日
- 3 変更理由 事務所の移転による変更

「揭示済」

亀岡市告示第228号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年11月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略

2	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成28年度 第4期分	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第229号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年11月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

納期限変更告知書 平成28年度  
固定資産税・都市計画税 第4期分

2 送達を受けるべき者

住所 省略

名称 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第230号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年11月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

故人の市・府民税納税義務承継に係る通知書  
平成27年度 市民税・府民税  
税額変更通知書

2 送達を受けるべき者の住所、氏名

省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第231号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年11月18日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 廣瀬 一夫



2 変更年月日

平成28年11月6日

3 変更理由

辞任に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第232号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成28年11月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成28年11月18日（金）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 4台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課  
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第233号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年11月24日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0139-64003

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年4月1日

3 無効になる日

平成28年11月24日

「揭示済」

亀岡市告示第234号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年11月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
督促状 平成28年度 第3期分  
市府民税
- 2 送達を受けるべき者の住所・氏名  
住所 省略

氏名 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第235号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成28年12月5日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成28年11月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第236号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年11月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
納期限変更告知書 平成28年度  
市府民税 随時1期分
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略

名称 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第44号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び同法第11条の2第12項に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり公表する。

平成28年11月4日

亀岡市長 桂川孝裕

## 国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

国又は地方公共団体の 機関名	請求事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
防衛省 自衛隊京都地方協力本部 亀岡募集案内所	防衛省自衛隊の自衛官等 の募集に伴う広報を実施 するため	平成26年12月3日 から5日まで	亀岡市全域 平成9年4月2日から平成10年 4月1日まで生まれの男女
防衛省 自衛隊京都地方協力本部	自衛官及び自衛官候補 生、防衛大学の学生、 防衛医科大学校の学生に 関する募集事務として、 募集案内の郵送等を行う ため	平成27年11月17日 から20日まで	亀岡市全域 平成6年4月2日から平成7年4 月1日まで生まれ、平成8年4 月2日から平成9年4月1日ま で生まれ、平成10年4月2日 から平成11年4月1日まで生 まれたの日本人男女
京都府南丹保健所	「平成28年京都府民健 康・栄養調査」における 被調査世帯及び被調査者 名簿作成のため	平成28年8月26日	荒塚町2丁目 大井町並河2丁目 余部町 西つつじヶ丘美山台2丁目 1歳以上がいる世帯員274件

## 個人又は法人の申出による閲覧

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (内閣府政策統括官（共生社会政 策担当）付食育推進室参事官 (食育推進担当) 福田 由貴)	「平成26年食育に関する 意識調査」実施のための 対象者抽出	平成26年11月20日	北古世町2丁目 20歳以上の日本人男女16件

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (株式会社 野村総合研究所 常務執行役員 此本 臣吾)	「テレビ視聴に関する調査」実施のための対象者抽出	平成26年11月20日	西つつじヶ丘美山台1丁目、 2丁目 16歳以上の日本人男女28件
株式会社 かんでんCSフォーラム 取締役社長 鍵田 吉成 (京都府知事 山田 啓二)	「新京都府人権教育推進計画に関する府民調査(補足調査)」実施のための対象者抽出	平成26年11月26日	中矢田町 追分町 北河原町2丁目 曾我部町学ヶ丘 大井町並河2丁目 千代川町千原2丁目 篠町篠 南つつじヶ丘桜台1丁目 20歳以上の男女105件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (内閣府大臣官房 政府広報室 政府広報室長 別府 充彦)	「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」実施のための対象者抽出	平成26年12月11日	三宅町1丁目 20歳以上の日本人男女16件
株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一 (日本たばこ産業 株式会社 たばこ事業本部 マーケティング戦略部長 中込 敬介)	「2015年全国たばこ喫煙者率調査」実施のための対象者抽出	平成27年1月14日	南つつじヶ丘大葉台1丁目 大正14年5月1日から平成7年 4月30日まで生まれの男女20 件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (大阪商業大学 学長 谷岡 一郎)	「第10回生活と意識についての国際比較調査」実施のための対象者抽出	平成27年1月22日	本梅町西加舎 20歳以上89歳以下の日本人 男女16件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 重森 万紀)	「6月全国個人視聴率調査」実施のための対象者抽出	平成27年5月13日	西つつじヶ丘雲仙台2丁目 西つつじヶ丘美山台1丁目 7歳以上の男女12件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (日本放送協会 会長 靱井 勝人)	「2015年6月全国放送サービス接触動向調査」実施のための対象者抽出	平成27年5月13日	西つつじヶ丘美山台2丁目 7歳以上の日本人男女12件

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
一般社団法人 システム科学研究 所 専務理事 浅井 加寿彦 (京都府政策企画部計画推進課 担当 廣幡 彰子)	「平成27年度京都府民の 意識調査」実施のための 対象者抽出	平成27年5月14日	三宅町、中矢田町、追分町 古世町、曾我部町南条 大井町かすみケ丘 千代川町小川2丁目 保津町、馬路町、篠町馬堀 篠町野条、篠町広田1丁目 南つつじヶ丘大葉台1丁目 篠町見晴5丁目 東つつじヶ丘曙台4丁目 20歳以上の男女341件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (日本銀行 情報サービス局 局長 丹治 芳樹)	「生活意識に関するアン ケート調査(第63回)」 実施のための対象者抽出	平成27年6月3日	三宅町 三宅町1丁目、2丁目 宮前町猪倉 20歳以上の男女15件
株式会社 かんでんCSフォーラ ム 取締役社長 野地 小百合 (京都府立図書館長 宮野 文穂)	「京都府立図書館サービ スに係る府民調査」実施 のための対象者抽出	平成27年7月14日	三宅町 東別院町見立 宮前町猪倉 大井町土田1丁目、2丁目 篠町柏原 篠町広田2丁目 南つつじヶ丘大葉台1丁目、 2丁目 南つつじヶ丘桜台2丁目 20歳以上の男女140件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (株式会社 時事通信社 代表取締役社長 西澤 豊)	「住民意識調査」実施の ための対象者抽出	平成27年8月11日	本梅町中野 20歳以上の男女23件
株式会社 インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志 (内閣府政策統括官(経済社会シ ステム担当)羽深 成樹)	「平成27年度市民の社会 貢献に関する実態調査」 実施のための対象者抽出	平成27年9月18日	東別院町神原 東別院町小泉 20歳以上69歳以下の男女11 件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (内閣府政策統括官(共生社会政 策担当)付高齢社会対策担当 参事官 藤澤 美穂)	「高齢者の生活と意識に 関する国際比較調査」実 施のための対象者抽出	平成27年10月21日	東つつじヶ丘曙台4丁目 南つつじヶ丘大葉台1丁目、 2丁目 60歳以上の男女21件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (一般社団法人 日本新聞協会 専務理事 川嶋 明)	「メディアの接触と評価 に関する調査」実施のた めの対象者抽出	平成27年10月15日	西つつじヶ丘大山台1丁目、 2丁目 15歳以上79歳以下の日本人 男女21件

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (内閣府政策統括官(共生社会政 策担当)付参事官(青少年環境 整備担当)村田 達哉)	「青少年のインターネット 利用環境実態調査」実 施のための対象者抽出	平成27年10月21日	千代川町小林 千代川町日吉台 大井町小金岐1丁目、2丁 目、3丁目 10歳以上17歳以下の男女20 件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (株式会社 野村総合研究所 執行役員 村田 佳生)	「テレビ視聴に関する調 査」実施のための対象者 抽出	平成27年11月25日	南つつじヶ丘桜台3丁目 16歳以上の日本人男女14件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (国土交通省土地・建設産業局企 画課 企画課長 百崎 賢之)	「土地問題に関する国民 の意識調査」実施のため の対象者抽出	平成27年12月8日	南つつじヶ丘桜台1丁目 20歳以上の日本人男女16件
株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一 (日本たばこ産業 株式会社 たばこ事業本部 マーケティング戦略部長 中込 敬介)	「2016年全国たばこ喫煙 者率調査」実施のための 対象者抽出	平成27年12月22日	東別院町鎌倉 東別院町栢原 東別院町倉谷 東別院町南掛 大正15年5月1日から平成8年 4月30日まで生まれの男女20 件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 別府 充彦)	「社会意識に関する世論 調査」実施のための対象 者抽出	平成28年1月7日	東つつじヶ丘都台1丁目 篠町広田2丁目 20歳以上の日本人男女29件
一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次 (一般社団法人 共同通信社 編集局 総合選挙センター長 嶋田 正人)	「18歳選挙権に伴う意識 調査」実施のための対象 者抽出	平成28年1月14日	篠町見晴1丁目、2丁目、3丁 目、4丁目、5丁目、6丁目、 7丁目 篠町森 18歳以上19歳以下の日本国 籍を有する男女25件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (日本銀行 情報サービス局 局長 高橋 経一)	「生活意識に関するアン ケート調査(第66回)」 実施のための対象者抽出	平成28年2月17日	下矢田町2丁目、3丁目、4丁 目 20歳以上の男女15件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 重森 万紀)	「6月全国個人視聴率調 査」実施のための対象者 抽出	平成28年5月17日	大井町土田1丁目 7歳以上の男女12件

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び 代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧 事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (日本放送協会 会長 靱井 勝人)	「2016年6月全国放送 サービス接触動向調査」 実施のための対象者抽出	平成28年5月20日	千代川町高野林 7歳以上の日本人男女12件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (日本放送協会 会長 靱井 勝人)	「テレビ放送に関するア ンケート」実施のための 対象者抽出	平成28年5月31日	南つつじヶ丘大薬台2丁目 南つつじヶ丘桜台1丁目 18歳以上の男女20件
株式会社 地域社会研究所 代表取締役社長 大橋 浩 (京都府知事 山田 啓二)	「平成28年度京都府民の 意識調査」実施のための 対象者抽出	平成28年5月26日	古世町 追分町 千歳町 20歳以上の男女341件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (株式会社 野村総合研究所 常務執行役員 村田 佳生)	「テレビ視聴に関する調 査」実施のための対象者 抽出	平成28年5月31日	南つつじヶ丘桜台3丁目 16歳以上の日本人男女14件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (日本銀行 情報サービス局 局長 高橋 経一)	「生活意識に関するアン ケート調査(第67回)」 実施のための対象者抽出	平成28年5月31日	篠町篠 20歳以上の男女15件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (公益社団法人 新聞通信調査会 理事長 長谷川 和明)	「第9回メディアに関す る全国世論調査」実施の ための対象者抽出	平成28年6月29日	篠町森 18歳以上の日本人男女21件
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊 (内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 日下 正周)	「地球温暖化対策に関す る世論調査」実施のため の対象者抽出	平成28年7月12日	古世町3丁目 18歳以上の日本人男女16件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 (株式会社 時事通信社 代表取締役社長 大室 真生)	「住民意識調査」実施の ための対象者抽出	平成28年8月16日	千歳町毘沙門 20歳以上の日本人男女23件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (日本銀行 情報サービス局 局長 鶴海 誠一)	「生活意識に関するアン ケート調査(第68回)」 実施のための対象者抽出	平成28年9月8日	旭町 余部町 20歳以上の男女15件
株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 (消費者庁 長官 岡村 和美)	「平成28年度消費者意識 基本調査」実施のため の対象者抽出	平成28年10月6日	馬路町 千代川町今津1丁目、2丁目 15歳以上の男女25件

閲覧者の名称及び代表者名 (委託者の氏名、名称及び代表者名又は機関名)	申出事由、閲覧事項の利用目的	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 (内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 日下 正周)	「外交に関する世論調査」実施のための対象者抽出	平成28年10月19日	篠町見晴3丁目 18歳以上の日本人男女16件
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生 (農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課 農林水産省大臣官房参事官(兼消費・安全局) 穴井 元尚)	「平成28年度食育に関する意識調査」実施のための対象者抽出	平成28年10月19日	大井町並河2丁目 20歳以上の日本人男女16件

「揭示済」

亀岡市公告第44-1号

平成28年亀岡市公告第32号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成30年4月1日までとする。

平成28年11月7日

亀岡市長 桂川孝裕

(合格者受験番号)

保育士 8001 8006 8008 8010  
8012 9004

「揭示済」



亀岡市公告第45号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成28年11月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成28年11月10日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第46号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成28年11月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成28年11月18日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第47号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成28年11月22日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |             |   |          |
|-------------|---|----------|
| (1) 工事番号    | 区第1号  |          |
| (2) 工事名     | 向嶋排水路改良工事（その3）  |          |
| (3) 工事場所    | 亀岡市古世町向嶋地内  |          |
| (4) 工事種別    | 土木一式工事  |          |
| (5) 工事概要    | 工事延長 L=302.0m   |          |
|             | 土工  | 一式       |
|             | 排水構造物工  |          |
|             | U型水路工（B4.2m*H1.1m~1.8m）   | L=266.7m |
|             | 函渠工（B2.4m*H1.7m、B2.4m*H1.2m）  | L=29.8m  |
|             | 自由勾配側溝（300*400~1000）  | L=275.5m |
| (6) 工期      | 契約日の翌日から平成29年3月31日まで  |          |
| (7) 部分払     | 無   |          |
| (8) 前金払     | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）  |          |
| (9) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 |          |
| (10) 最低制限価格 | 採用  |          |
| (11) 入札保証金  | 免除  |          |
| (12) 契約保証金  | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、          |          |

契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成28年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成28年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成28年11月22日（火） 午後1時から		共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成28年11月22日（火） 午後1時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成28年11月30日（水） 午前9時から午後5時まで 平成28年12月1日（木） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成28年12月5日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知		
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成28年11月29日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成28年12月6日（火） 午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成28年12月8日（木） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	平成28年12月13日（火） 午前9時から午後5時まで 平成28年12月14日（水） 午前9時から午後4時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表： 平成28年12月14日（水） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 平成28年12月16日（金）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	平成28年12月19日（月）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	平成28年12月19日（月）午前10時	平成28年12月20日（火）午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	平成28年12月20日（火）午前9時から午後3時まで	平成28年12月21日（水）午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	平成28年12月20日（火）午後3時以降	平成28年12月21日（水）午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第48号

亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、平成27年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成28年11月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

① 職員の採用の状況（平成27年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	24人			24人
保育士	4人			4人
保健師	2人			2人
管理栄養士	1人			1人
指導主事			2人	2人
病院医師		4人		4人
病院看護師	3人			3人
病院医療技術	2人			2人
計	36人	4人	2人	42人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

## ② 職員の退職の状況（平成27年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	27人	3人	7人		37人
保育士	2人	1人	2人		5人
幼稚園教諭	1人				1人
指導主事			1人		1人
病院医師			2人		2人
病院看護師	1人		8人		9人
病院医療技術			1人		1人
病院医療事務			1人		1人
計	31人	4人	22人		57人

（注） 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

## ③ 職員の採用における競争試験の実施状況（平成27年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率A/B
事務（上級）	165人	126人	60人	35人	29人	4.3
事務（上級） 民間経験5年以上	14人	12人	3人	1人	1人	12.0
事務（初級）	20人	18人	5人	3人	3人	6.0
学芸員Ⅰ	7人	7人	3人	1人	1人	7.0
学芸員Ⅱ	6人	4人	3人	1人	1人	4.0
土木（上級）	2人	1人	1人	1人	1人	1.0
	1人	0人			—	—
土木（上級） 民間経験3年以上	4人	4人	2人	1人	1人	4.0
	2人	2人			1人	2.0
土木（初級）	1人	1人	1人	0人	—	—
保育士	19人	17人	10人	7人	7人	2.4
保健師	7人	5人	2人	1人	1人	5.0
病院医療技術	1人	1人			1人	1.0
	3人	3人			1人	3.0
病院医療事務	3人	3人			0人	—
看護助手（行政職）	7人	7人			3人	2.3

（注） 1 平成27年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。

2 最終合格者には採用辞退者及び補欠合格者等を含む。

## (2) 職員数の状況

## ① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門		職員数			主な増減理由	
		平成27年	平成28年	増減		
普通会計部門	一般行政部門	議会	7人	7人		
		総務	126人	128人	2人	財産管理業務充実に伴う増
		税務	34人	34人		
		民生	146人	147人	1人	地域福祉業務充実に伴う増
		衛生	45人	44人	△1人	環境保全業務縮小に伴う減
		農林水産	29人	29人		
		商工	13人	13人		
		土木	65人	65人		
		計	465人	467人	2人	
	教育部門	68人	67人	△1人	公民館業務縮小に伴う減	
小計	533人	534人	1人			
公営企業等部門	病院	119人	118人	△1人	欠員不補充	
	水道	27人	29人	2人	業務調整による増	
	下水道	26人	23人	△3人	業務調整による減	
	その他	27人	26人	△1人	介護保険事業縮小に伴う減	
	小計	199人	196人	△3人		
合計		732人 [839人]	730人 [839人]	△2人		

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 [ ]内は、条例定数である。

## ② 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	平成27年	平成28年	
一般行政職	425人	425人	以下のいずれにも該当しない職
税務職	34人	34人	課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）
医療技術職	1人	1人	医療技術の業務に従事する職（理学療法士）
保健職	20人	20人	保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）
福祉職	63人	65人	保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）
企業職	172人	170人	地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員）
技能労務職	4人	3人	現業の業務に従事する職（用務員等）
教育職	13人	12人	教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）
計	732人	730人	

(注) 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。



## (3) 過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

部門		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	
普通会計部門	一般行政部門	職員数	457人	469人	464人	465人	467人
		増減		12人	△5人	1人	2人
	教育部門	職員数	75人	70人	72人	68人	67人
		増減		△5人	2人	△4人	△1人
	小計	職員数	532人	539人	536人	533人	534人
		増減		7人	△3人	△3人	1人
公営企業等部門	病院	職員数	111人	117人	120人	119人	118人
		増減		6人	3人	△1人	△1人
	水道	職員数	27人	24人	25人	27人	29人
		増減		△3人	1人	2人	2人
	下水道	職員数	27人	30人	29人	26人	23人
		増減		3人	△1人	△3人	△3人
	その他	職員数	26人	27人	27人	27人	26人
		増減		1人	0人	0人	△1人
	小計	職員数	191人	198人	201人	199人	196人
		増減		7人	3人	△2人	△3人
合計	総合計	723人	737人	737人	732人	730人	
	増減		14人	0人	△5人	△2人	

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

## 2 職員の人事評価の状況

制度名	対象者	実施期間
人事評価制度	全職員	平成28年4月～平成28年12月末

## 3 職員の給与の状況

## (1) 人件費と職員給与費の状況

## ① 人件費の状況（平成27年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の 人件費率
90,694人	34,752,918千円	410,458千円	5,912,478千円	17.0%	15.9%

(注) 住民基本台帳人口は、平成28年3月31日現在のものである。

② 職員給与費の状況（平成27年度普通会計決算）

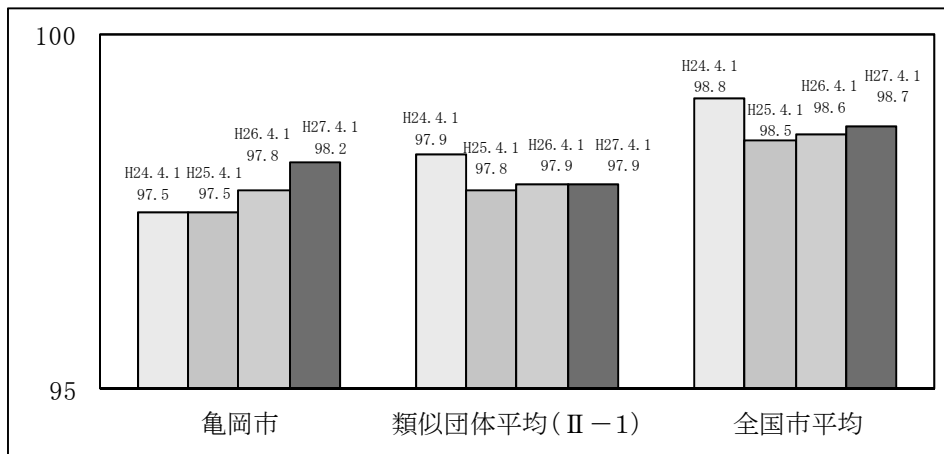
職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
533人	1,980,227千円	602,565千円	796,375千円	3,379,167千円	6,340千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（平成27年4月1日現在）の人数である。  
 ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

③ 給与抑制措置の状況

区分	対象者	削減期間	削減効果額
管理職手当	7級 7%減 5級・6級 5%減	平成14年4月1日 から当分の間	年間約4,000千円 (平成27年度)

④ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

## (2) 特別職等の報酬等の状況（各年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		平成27年		平成28年
給料	市長	985,000円/月		
	副市長	787,000円/月		
	病院事業管理者	664,000円/月		
	教育長	694,000円/月		
報酬	議長	560,000円/月		
	副議長	490,000円/月		
	議員	440,000円/月		
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：3.15月分 役職加算額：（給料月額＋地域手当）×15%		
	議長 副議長 議員	支給月数：3.15月分 役職加算額：報酬月額×15%		
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		給料月額×在籍年数×550/100	2,167万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×325/100	1,023万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×280/100	744万円	任期毎
		給料月額×在籍年数×280/100	777万円	任期毎
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給（給料月額の6%）			
	副市長、病院事業管理者及び教育長に通勤手当支給			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## (3) 公営企業職員の職員給与費の状況

## ① 簡易水道事業（平成27年度決算）

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
308,451千円	17,181千円	5,493千円	1.8%	5.5%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
1人	2,690千円	415千円	1,252千円	4,357千円	4,357千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

## ② 地域下水道事業（平成27年度決算）

総費用A	実質収支	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
803,245千円	3,837千円	42,445千円	5.3%	6.9%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
7人	23,157千円	4,094千円	8,508千円	35,759千円	5,108千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

## ③ 上水道事業（平成27年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
1,352,393千円	178,824千円	202,657千円	15.0%	12.7%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
29人	103,861千円	25,613千円	40,524千円	169,998千円	5,862千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

## ④ 下水道事業（平成27年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,103,733千円	102,826千円	141,030千円	6.7%	7.4%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
20人	71,052千円	15,600千円	29,770千円	116,422千円	5,821千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

## ⑤ 病院事業（平成27年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,406,703千円	△400,796千円	1,061,006千円	44.1%	41.7%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
119人	488,812千円	210,322千円	174,873千円	874,007千円	7,345千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 職員の勤務時間の状況（平成28年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

- (注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

## (2) 休暇制度の状況

## ① 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由の如何に かかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。	平均取得日数：8.5日 消化率：23.1%

- (注) 取得実績は、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に取得した平均値である。

## ② 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通 勤による負傷若しくは疾病により 療養が必要なとき	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要 なとき	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療 養が必要なとき	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要 なとき	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

- (注) 公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

## ③ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日の5日前から1月後までの間の8日以内の期間
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間

育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間								
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間								
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日以内の期間								
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）								
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき	1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）								
生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間								
妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>妊娠23週まで</td> <td>4週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠24週～満35週まで</td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠36週～出産まで</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>出産後1年まで</td> <td>その間に1回</td> </tr> </table>	妊娠23週まで	4週間に1回	妊娠24週～満35週まで	2週間に1回	妊娠36週～出産まで	1週間に1回	出産後1年まで	その間に1回
妊娠23週まで	4週間に1回									
妊娠24週～満35週まで	2週間に1回									
妊娠36週～出産まで	1週間に1回									
出産後1年まで	その間に1回									
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間								

服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族	日数
		配偶者	10日
		父母	7日
		子	5日
		祖父母、曾祖父母	3日
		孫	1日
		兄弟姉妹	3日
		おじ、おば	1日
		父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)
		子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
		おじ又はおばの配偶者	1日
		1 日数は、その事実を知った日(日数が1日のものにあつては、任命権者が承認した日)から起算する 2 同一生計の場合は( )内の日数とする	
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間	
り災休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日以内でその都度必要と認められる期間	
感染症交通遮断休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	
災害交通遮断休暇	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間	



## ④ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき ※対象となる者は、同居するものに限る	2週間以上6月以内の連続する期間において必要とする日又は時間

## 5 職員の休業の状況

育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況（平成27年度）

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき	3人	12人	1人	16人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）	1人	0人	0人	1人

（注）平成27年度に新たに当該休業を取得した件数である。

## 6 職員の分限及び懲戒処分状況

## (1) 分限処分の状況（平成27年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	37件	0件	37件	10人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

（注）1 平成27年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

## (2) 懲戒処分の状況（平成27年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分手由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	0件	0件	0件

## 7 職員のサービスの状況

## (1) 職務専念義務の免除の状況（平成27年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく以下の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		0件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		381件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	66件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	0件
	その他（消防団活動等）	19件

（注）平成27年度において発令した延べ件数である。

## (2) 営利企業等従事許可の状況（平成27年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり又その発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	212件
------	------

## 8 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職先				
	亀岡市		他の地方 公共団体等	民間企業等	再就職者計
	再任用職員	非常勤職員			
57人	8人	5人	3人	0人	16人

## 9 職員の研修の状況

## (1) 職員研修の実施状況（平成27年度）

研修区分		延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会対応研修 人権研修 段取り力研修 コーチング研修 メンタルヘルス研修 アサーション研修 チームビルディング研修 ラテラルシンキング研修 職員倫理研修 育成面談研修 男女共同参画研修 法制執務研修 評価者研修 危機対応研修 人権講演会 ほか	64.5日	2,254人
その他研修	派遣研修 (京都市市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	367日	176人
	職場研修	135日	2,365人
合計		566.5日	4,795人

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 厚生に関する計画の実施状況（平成27年度）

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断	402人
	人間ドック	311人
	頸肩腕腰痛特殊健康診断	77人
	VDT作業従事者健康診断	264人

## (2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（平成27年度）

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業 に係る決算額
公費負担 決算額 A	公費負担額 B	互助会会員数 C	公費補助率	1人当たり 公費負担額 B/C	
4,636千円	13,480千円	729人	本給の 0.6%以内	18,491円	18,116千円

## (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成27年度）

事案なし

## (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成27年度）

事案なし

「揭示済」

亀岡市公告第49号

平成28年亀岡市公告第32号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成30年4月1日までとする。

平成28年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

(合格者受験番号)

- 事務Ⅰ (かめおか・未来・チャレンジ方式)
  - 1001 1002 1007 1013
  - 1021
- 事務Ⅱ
  - 2001 2008 2014 2015
  - 2017 2020 2024
- 事務Ⅰ (一般方式)
  - 4006 4031 4040 4050
  - 4067 4072 4078 4080
  - 4082 4084 4090 4096
  - 4102 4110
- 事務Ⅲ
  - 5003 5011
- 土木Ⅲ
  - 7002

「揭示済」

任免及び辞令

林 四 朗  
亀岡市自治委員を解嘱します  
平成28年11月15日

廣 瀬 一 夫  
亀岡市自治委員に委嘱します  
平成28年11月16日

- 牛 田 眞
- 小 川 泉
- 大 嶋 雅 子
- 桂 喜久子
- 木 戸 庸 介
- 木 藤 伸一朗
- 坂 本 信 雄
- 佐 藤 裕見子
- 田 中 美賀子
- 服 部 公 子
- 前 平 貞 二
- 松 尾 和 美
- 松 本 圭 史
- 森 下 明 美

(各 通)

亀岡市行政改革推進委員に委嘱します  
平成28年11月30日

# 選挙管理委員会欄

## 告示

亀岡市選挙管理委員会告示第51号

平成28年12月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成28年11月30日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所  
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成28年12月3日から  
同月7日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第52号

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成28年11月30日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所  
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成28年12月3日から  
同月7日

「揭示済」

## 上下水道部欄

# 規程

亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第5号

亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する規程

亀岡市水道料金等口座振替収納事務取扱要綱（昭和62年亀岡市公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「郵便局 近畿労働金庫」を  
「株式会社ゆうちょ銀行 近畿労働金庫  
株式会社みずほ銀行 株式会社関西アーバン銀行」に改め、  
同条第2項中「郵便局」を「株式会社ゆうちょ銀行」に改める。

第6条第1項中「又は亀岡市下水道事業受益者負担金口座振替申込書」を「、亀岡市下水道事業受益者負担金口座振替申込書」に改め、「以下「依頼書」という。）」の次に「又は口座振替依頼の電子申請」を加え、同条第2項中「郵便局」を「株式会社ゆうちょ銀行」に改め、「以下「申込書」という。）」の次に「又は口座振替依頼の電子申請」を加える。

第8条中「休日又は土曜日」を「土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」に改め、ただし書を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 公 告

## 亀岡市上下水道部公告第3号

亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成28年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 業務概要

#### (1) 業務番号及び業務名称

年委第29-1号 亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託

#### (2) 目的

亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託について、複数年にわたる包括的な性能発注による委託を行うことで、民間事業者の創意工夫を促し、維持管理業務の効率的、維持管理業務の効率化及び質の向上を図ることを目的とする。

#### (3) 業務場所

亀岡市三宅町八田1番地

亀岡市年谷浄化センター

亀岡市西つつじヶ丘霧島台地内

西つつじヶ丘汚水中継ポンプ場

亀岡市篠町見晴地内

見晴汚水中継ポンプ場

公共下水道地域内

マンホールポンプ77箇所

地域下水道地域内

処理施設7箇所

地域下水道区域内

マンホールポンプ167箇所

#### (4) 履行期間

平成29年4月1日から

平成32年3月31日まで

#### (5) 業務の内容

本業務は、亀岡市年谷浄化センターの包括的運転管理業務に係る各施設（終末処理場・汚水中継ポンプ場・マンホールポンプ）の運転管理、保守点検、水質試験、薬品等のユーティリティ調達、一部の修繕業務及び地域下水道区域内の処理施設とマンホールポンプの緊急対応等に関する業務を行うものである。

##### ア 公共下水道事業に係る業務内容

(ア) 浄化センターの処理設備の運転監視及び維持管理業務

(イ) 汚水中継ポンプ場及び公共下水道区域内のマンホールポンプの維持管理並びに点検業務

(ウ) 水質試験業務

(エ) ユーティリティー（指定消耗品及び水処理薬品等）の調達

(オ) 小修繕

(カ) その他業務（除草・設備点検等）

##### イ 地域下水道事業に係る業務内容

(ア) 地域下水道区域内処理施設における故障等発生時の緊急対応業務

(イ) 地域下水道区域内マンホールポンプにおける異常発生時の緊急対応業務

(ウ) 水質試験業務

(エ) その他業務（設備点検等）

### 2 その他

詳細は亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」



## 亀岡市上下水道部公告第4号

亀岡市水道お客様センター業務委託に係るプロポーザル参加者を募集するので、次のとおり公告する。

平成28年11月2日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 業務名

亀岡市水道お客様センター業務委託

## 2 業務委託内容

- (1) 窓口受付業務（料金関連業務）
- (2) 代表電話の交換業務及び水道水ボトルウォーター（保津川のめぐみ）販売業務
- (3) 開閉栓業務
- (4) 日直業務
- (5) 検針業務
- (6) 電算処理業務（調定業務・収納業務等）
- (7) 漏水減額業務
- (8) 下水道排水量認定業務
- (9) 下水道事業受益者負担金の収納業務
- (10) 滞納整理業務
- (11) 給水申請等窓口業務
- (12) 給水申請受付業務
- (13) 給水申請に伴う占用申請受付業務
- (14) 指定給水装置工事事業者の申請受付業務
- (15) 下水道関連窓口業務
- (16) 排水設備設置計画（変更・廃止）確認申請受付業務
- (17) 排水設備指定工事事業者・責任技術者の申請受付業務
- (18) 公共汚水柵設置申請受付業務
- (19) 水洗化促進業務
- (20) その他関連業務

## 3 その他

詳細は、実施要領及び仕様書等参照

「揭示済」